

審 査 基 準

令和元年12月15日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 規 定：第8条第2項
処 分 の 概 要：通行許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道及び自動車専用道路における交通警察に関する事務を処理する兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：3日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、当該車両の通行を禁止されている道路又はその部分の存する場所を管轄する警察署交通課（通行許可を受けようとする期間が7日未満の場合は、交番又は駐在所でもできます。）に提出してください。 また、高速自動車国道等にあつては兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊本部窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部交通規制課駐車管理係 078-341-7441（内線5167・5177）
備 考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のあるものが車両を降りて相当な距離を移動しなければならない、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること。
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 1, 2のほか、「兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年12月19日県公安委員会規則第11号）第3条に掲げる」事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合